

委員会提出議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正
について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条
第2項の規定により提出します。

令和8年3月26日

提出者 議会運営委員長 多田 泰宏

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項（平成22年さぬき市議決）の一部を次のように改正する。

第2項中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この議決による改正後の地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項は、令和8年9月24日から適用する。

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項新旧対照表

改正案	現 行
<p>制定文 (略)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1 市有土地、建物及びその附属物の明渡し又は賃貸に起因する訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>2 地方自治法第243条の2の9第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>制定文 (略)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1 市有土地、建物及びその附属物の明渡し又は賃貸に起因する訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>2 地方自治法第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6 (略)</p>